

地方独立行政法人神奈川県立病院機構科学研究費補助金等 による研究の実施に関する規程の一部改正

1 改正の趣旨

- 当規程については、平成30年度第10回理事会（平成31年2月19日開催）において、議決され、平成31年2月20日から施行されている。
- この度、こども医療センターが文部科学省へ科学研究費補助金に係る照会を行った内容に関連して、文部科学省から当規程第3条の修正を指示されたことから、改正を行う。

2 改正の概要

当規程第3条第2項「科研費の研究を行う職員」の定義の明確化。

| 該当条項 | 内容 |
|-------|--|
| 第3条関係 | 第2項中、「臨床研究所に所属する者に限る。」を「臨床研究所に所属する者で実際に研究業務を所掌する者（研究の補助のみに従事している場合は除く。）に限る。」に変更する。 |

3 改正内容

別紙新旧条文対照表のとおり

4 施行期日

令和2年〇月〇日

新旧条文対照表

資料 1 (第 7 号議案関係)

地方独立行政法人神奈川県立病院機構科学研究費補助金等による研究の実施に関する規程

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(略)</p> <p>(科研費等の研究を行う職員)</p> <p>第 3 条 科研費等の研究を行うことができる職員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第 3 条に規定する職員</p> <p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第 4 条第 1 項に規定する契約職員、同規則同条第 2 項に規定する非常勤職員及び同規則同条第 3 項に規定する短期非常勤職員</p> <p>(3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則に基づき採用された任期付職員</p> <p>(4) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則に基づき採用された任期付研究員</p> <p>(5) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員等</p> <p>2 前条第 2 号の研究費の交付を受けて科研費等の研究を行う場合、前項の職員は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第 11 条、第 13 条及び第 14 条に規定する臨床研究所に所属する者で<u>実際に研究業務を所掌する者（研究の補助のみに従事している場合は除く。）</u>に限る。</p> | <p>(略)</p> <p>(科研費等の研究を行う職員)</p> <p>第 3 条 科研費等の研究を行うことができる職員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第 3 条に規定する職員</p> <p>(2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第 4 条第 1 項に規定する契約職員、同規則同条第 2 項に規定する非常勤職員及び同規則同条第 3 項に規定する短期非常勤職員</p> <p>(3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則に基づき採用された任期付職員</p> <p>(4) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則に基づき採用された任期付研究員</p> <p>(5) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条第 1 項に規定する再雇用職員等</p> <p>2 前条第 2 号の研究費の交付を受けて科研費等の研究を行う場合、前項の職員は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第 11 条、第 13 条及び第 14 条に規定する臨床研究所に所属する者に限る。</p> |
| <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和 2 年 月 日から施行する。</p> | <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。</p> |

地方独立行政法人神奈川県立病院機構科学研究費補助金等による研究の実施
に関する規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）
における科学研究費補助金等の交付を受けて行う研究の実施について、必要な事項
を定めることを目的とする。

（対象となる研究）

第 2 条 この規程は、次の各号に掲げる研究費の交付を受けて行う研究（以下「科研
費等の研究」という。）を対象とする。

- (1) 厚生労働科学研究費補助金
- (2) 文部科学省学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金（独立行政法人日
本学術振興会に移管されているものを含む。）
- (3) 公的研究費以外の民間団体等の奨学寄附や研究助成等のうち個人を対象に交
付されるもの
- (4) 前各号に準じて個人を対象に交付される補助金等

（科研費等の研究を行う職員）

第 3 条 科研費等の研究を行うことができる職員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則第 3 条に規定する職員
 - (2) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就
業規則第 4 条第 1 項に規定する契約職員、同規則同条第 2 項に規定する非常勤
職員及び同規則同条第 3 項に規定する短期非常勤職員
 - (3) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則に基づき
採用された任期付職員
 - (4) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則に基づ
き採用された任期付研究員
 - (5) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構再雇用職員等に関する就業規則第 3 条
第 1 項に規定する再雇用職員等
- 2 前条第 2 号の研究費の交付を受けて科研費等の研究を行う場合、前項の職員は、
地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「組織規程」という。）第 11
条、第 13 条及び第 14 条に規定する臨床研究所に所属する者で実際に研究業務を
所掌する者（研究の補助のみに従事している場合は除く。）に限る。

（研究計画の策定）

第 4 条 科研費等の研究を行う職員は、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において、
自発的に研究計画を立案し、研究を実施することができる。

2 科研費等の研究を行う職員は、第2条の研究費の交付を申請しようとする場合、あらかじめ総長等（組織規程第15条第2項に規定する総長等をいう。以下同じ。）に研究計画書を提出しなければならない。

（研究の実施）

第5条 科研費等の研究は、法人の活動として行うことができる。

（研究成果の取扱い）

第6条 科研費等の研究を行う職員は、当該研究の成果について、自らの判断で公表することができる。

2 前項の公表に当たっては、自発的に学会等に参加することができる。

（報告の義務）

第7条 科研費等の研究を行う職員は、第2条の研究費を交付する機関の定めに従い報告書を作成し、当該機関に提出する報告書の写しを、あらかじめ総長等に提出しなければならない。

（その他）

第8条 第2条の研究費の経理は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程第7条に規定する経理責任者が行う。

附 則

この規程は、平成31年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年 月 日から施行する。